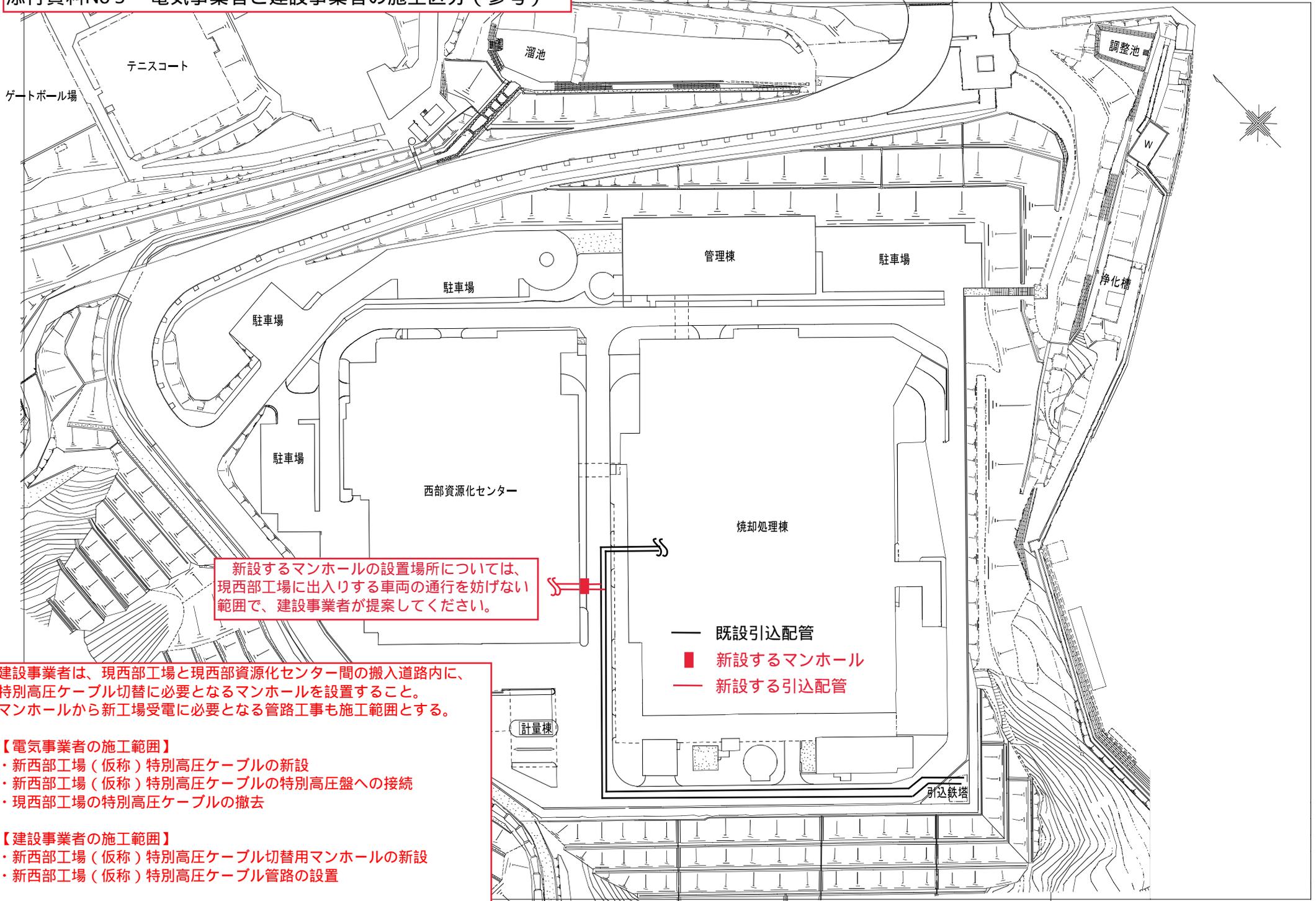


添付資料No5 電気事業者と建設事業者の施工区分（参考）



建設事業者は、現西部工場と現西部資源化センター間の搬入道路内に、特別高圧ケーブル切替に必要となるマンホールを設置すること。マンホールから新工場受電に必要な管路工事も施工範囲とする。

【電気事業者の施工範囲】

- ・新西部工場（仮称）特別高圧ケーブルの新設
- ・新西部工場（仮称）特別高圧ケーブルの特別高圧盤への接続
- ・現西部工場の特別高圧ケーブルの撤去

【建設事業者の施工範囲】

- ・新西部工場（仮称）特別高圧ケーブル切替用マンホールの新設
- ・新西部工場（仮称）特別高圧ケーブル管路の設置